

別表（第3条関係）

補助金の交付を受ける者	補助金の額
小学校在学対象年齢以下の児童及び乳幼児 購入日において満年齢75歳以上の高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）の要支援及び要介護認定者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者	2,000 円 （ただし、購入に要した金額が2,000円未満の場合はその金額）
上記以外の者	1,000 円 （ただし、購入に要した金額が1,000円未満の場合はその金額）